

## 令和 2 年度以降の幌延深地層研究計画（案）説明会〈幌延〉 質疑応答の概要

- 質問) ① [三者協定](#)が結ばれた背景、経緯についてどのように認識しているのか。  
② [三者協定](#)の第 7 条の持つ意味合いをどう認識しているのか。  
③ 研究終了までの工程、埋め戻しについて、今まで検討したかどうか。

- 回答) ① 当初、幌延町において貯蔵工学センターの誘致があり、その立地が進められたが、結果として貯蔵工学センター計画は白紙撤回し、地下の研究施設だけの計画を提示した。地下の研究を進めるにあたって、北海道知事、幌延町長、原子力機構の前身であるサイクル機構の三者で協定を締結し、協定に定められたことを遵守しつつ、[仮称計画](#)を進めることとなったと理解している。  
② 計画の内容を変更する場合には事前に協定当事者間で協議するとされている。この「計画」は当初の平成 10 年の[仮称計画](#)を指しており、その計画の中に記載のある研究期間 20 年程度を超えることになったため、[三者協定](#)第 7 条に基づき計画案を提出させていただいた。  
③ 第 3 期中長期計画において、令和 2 年度以降の計画については今年度中に決定すると示しているため、説明資料にもあるとおり、平成 27 年度から必須の課題に取り組み、平成 30 年度にこれまでの成果を取りまとめつつ、外部の専門家の評価を受け、平成 31 年度の初め頃に検討に着手し、8 月 2 日に機構としての計画案を自治体に提出させていただき、公表した。

意見) この度、令和 2 年度以降の幌延深地層研究計画（案）が示されたことを大変心強く思っている。この研究は、幌延町の活性化につながるだけではなく、日本でも、そして世界でも大変重要なものであると思っている。これからも様々な課題に向けて、研究開発を続けていただきたい。

- 質問) ① 幌延町民の一人として、今回の研究期間の延長は大いに歓迎する。東濃の瑞浪超深地層研究所も終了に近づいていると聞いており、幌延センターが日本で唯一の地下研究施設になると思っている。これを機に、日本のみならず、世界に再アピールをしていただきたい。  
② 今回の計画案の中には深度 500m までの掘削について記載がない。その理由と今後の見通しを伺いたい。  
③ この概ね 9 年間の延長期間中に、日本国内で最終処分地の候補地が挙げられた時にこの研究施設はどうなるのか見解を伺いたい。

- 回答) ① 本計画案については今後自治体との協議となるが、仮に本内容ということになれば、国内外の関係機関に幅広くアピールし、国内外の研究者との交流をさらに進めていきたいと考えている。  
② 深度 350m の成果を踏まえて、深度 500m での研究の必要性を確認していきたいと思っている。[仮称計画](#)に記載されている深度 500m における研究を止めたということではなく、今後も引き続き検討していくということ。  
③ 今回提案させていただいた研究は、NUMO の処分事業における後半の調査もしく

は操業開始後の事業への成果の反映を考えているため、処分事業の進展があったとしても、その中で実際に選定された場所の地質環境を踏まえた研究の重点化などの見直しの可能性はあり得るが、設定した必須の課題を止めるということにはならないと考えている。

- 質問) ① 研究期間 20 年程度というのはいちおう考えの中にはないということによいか。研究所が最終処分場または中間貯蔵施設に転用されないことを確認するために[三者協定](#)の第 7 条があると思っている。20 年の期間の中で、最終処分場にしない、中間貯蔵施設にしないという約束事を協定第 2 条から第 5 条までの間に触れていながら、なおかつそこに第 7 条が入っている意味合いというものを認識していただきたい。
- ② 研究終了までの工程、埋め戻しについて、平成 31 年度、令和元年度までに決定すると平成 26 年 9 月の計画で示しており、これまでもそう説明してきた。当然そこに向けた検討はやっているのではないかと。研究期間を延長することの結論ありきで、そのために令和 2 年度以降の研究課題を後付けしてきたのではないかと受け止めざるを得ない。
- ③ 計画書の 6 ページの 3 行目、4 行目にある「地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば」は期限を明示していない。次々と研究テーマを発掘し後付けして研究を続けていくという前提と受け取れる。平成 26 年の計画では、平成 31 年度までに研究終了までの工程、埋め戻しについて決定するとしていたが、今回はいつまで研究を続けるのかも示されておらず、これでは協定破棄に等しい提案だと言わざるを得ない。少なくとも瑞浪では、埋め戻しをして、その後 5 年はモニタリングをするために延長するといった内容で公表していたと思うが、それから見ても納得はいかず、協定は守られていないと言わざるを得ない。
- 回答) ① [三者協定](#)の第 7 条に今回の変更が合致するであろうと解釈して、提案させていただいているところである。
- ② 我々が検討した結果が、第 3 期、第 4 期中長期目標期間を目途に研究に取り組み、その上で、地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば埋め戻しを行うことを具体的工程として示すということであり、機構としての計画案ということである。
- ③ 提示した研究課題について第 3 期、第 4 期中長期目標期間を目途に取り組みと示している。また、残された課題がないかを確認することは必要であるため、地層処分の技術基盤の整備の完了の確認ということを記載している。無理に研究テーマを作って研究期間を延ばしたいというような考えはない。

以上

※ 青字部分をクリックすると該当資料が表示されます。